

パブリックコメントの結果について

募集期間：令和2年11月2日～令和2年11月30日

応募件数：23件

4名の方から延べ23件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	検討	反映困難	その他	合計
8件	0件	0件	10件	5件	23件

【文章修正等】…本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

【記述済み】…既に記述済みのもの。

【検討】…計画の実施段階で検討または対応すべきもの。

【反映困難】…反映が困難なもの。

【その他】…質問や感想。施策の体系外への意見。

提出された意見等の詳細及び回答

※意見等については頂いたご意見等をそのまま記載しています。

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	持参	1. 弘前市内に住所を有する人	<p>42 頁（1）の本文 9 行目 <u>地域で安心して自立して暮らすことができる</u> の下線箇所について、認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らす場合、町会長、民生委員、区長（1 年交代）さん、関係機関など、情報を共有し見守って行かなければ安心して暮らすことはできません。特に精神障がい者の場合、<u>自立してというのは難しさを感じます。</u></p> <p>地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性がますます高まっています。</p> <p>自立しての言葉には違和感を感じるので<u>削除された方がと思います。</u></p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ここでは、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景とする、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」「障がいを持っていても自身の能力を活かして社会活動に参加すること」という趣旨で「自立」という言葉を用いたものですが、表現を以下のとおり改めます。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…地域で安心して、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性がますます高まっています。</p>

			44 頁下から 2 行目：重層的な…手厚い	<p>【反映困難】</p> <p>ここでは、ひとつの取り組みで成年後見制度利用の支援体制を構築するのではなく、関係機関との連携による様々な取り組みで補完し合いながら体制を構築していこうとするものです。</p> <p>このことから、表現は修正しないこととします。</p>
2	持参	1. 弘前市内に住所を有する人	<p>[固有名詞] など知的障害を入所させている所の弁護士の出入りやお金がかかっている費用を考えると何人も居る施設では、金銭面で出せるか考える所もあると思います。</p> <p>弘前市内 知的障害も多く色々な就労に入っている人もいたので良く考えて紹介した方が良いと思います。</p> <p>市役所の方でも介入して良く聴いたら良いと思います。</p>	<p>【その他】</p> <p>弘前圏域 8 市町村で取り組む権利擁護支援事業は、成年後見制度ありきではなく、本人が抱える課題を踏まえ、その方にあった権利擁護に向けた支援を行おうとするものです。</p> <p>また、成年後見制度の利用に関し、費用負担ができないことを理由に制度利用ができないということがないように、申立て費用や後見人等への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。</p>

3	メール	<p>1. 弘前市内に住所を有する人</p> <p>3. 弘前市内に勤務する人</p> <p>5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う</p>	<p>1. 福祉計画は社会福祉にかかる各法の趣旨に則って定められるべきです。社会福祉法はその第一条で「福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。」と法の目的定めています。そして、同法第75条第1項では「国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」としています。本計画案には具体的な施策についての詳細は記載されていませんが、市民向けの基本スタンスを明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>【反映困難】</p> <p>本計画は、市民が住み慣れた地域で役割を持ち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するための基本理念記載したものです。また、本計画の位置づけは、弘前市総合計画を上位計画に、あわせて健康福祉における基本計画としております。計画の推進にあたっては、健康福祉の推進に関する個別計画と連携することとし、本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、本計画の一部とみなしています。</p> <p>そのため、具体的な施策（事務事業）については、各個別計画において進行管理するという整理としているため、本計画には記載していないものです。</p>
---	-----	--	--	--

	人	<p>2. また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第2条第2号では、「障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。」が市町村の責務として位置付けられています。市がおこなう制度としての様々な福祉サービスについての情報提供が、例えば「福祉の樹」(弘前市福祉事務所)は、市民においてはその存在すらうかがい知ることができず、福祉総務課のカウンター内の引き出し内に保管されています。私の経験では、求めてもその内容を市のホームページにも公開しようとしません。これでは、誰のための施策なのか、市の姿勢が疑われます。市民がいつでもアクセスできるように各種福祉政策の具体内容についてはすべからず情報を公開するべきです。</p>	<p>【その他】</p> <p>いただいたご意見については、福祉施策の推進の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、「福祉の樹」につきましては、担当する障がい福祉課に伝えます。</p>
--	---	--	---

			<p>3. また、「福祉の樹」の記載内容について検討すると、例えば、支給要件について、所得制限がある場合に、いくらまでの所得金額であれば該当するのか、この冊子を見ても記載がありません。支給要件等についてもこの冊子を見ただけで分かるようにして下さい。</p>	<p>【その他】 「福祉の樹」につきましては、担当する障がい福祉課に伝えます。</p>
			<p>4. 加えて、今日的には政府においても電子申請を推奨しているのですから各種申請書についても市のホームページからダウンロードできるようにすべきです。</p>	<p>【その他】 いただいたご意見については、福祉施策の推進の参考にさせていただきます。</p>

		<p>5. 49ページに記載のある「互助」というのは どのような概念でしょうか。菅総理だって、総裁選 挙時には「互助」はいわなかったのです。とりわ け、新型コロナウイルス感染症パンデミックが発 生した世界の経験では、所得水準の低い人ほど感 染拡大の憂き目に遭っていることが明らかになっ てきています。特に福祉と医療の分野においては 「自助、共助」などの用語とは訣別すべき時が来 たのではないのでしょうか。元来、「地方公共団体は、 住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域 における行政を自主的かつ総合的に実施する役割 を広く担うもの」とされているところ（地方自治 法第1条の2第1項）、市の施策の中で「自助、互 助、共助」をことさら強調するのは如何なもので しょうか。記載のある2行は削除されるべきです。</p>	<p>【その他】</p> <p>現行計画部分については次期計画策定時にお いて整理していく予定です。</p> <p>なお、地域共生社会の実現に向けて地域福祉 を推進するための土台に地域包括ケアシステム の考え方があります。地域包括ケアシステムは、 介護分野での支援体制ではありますが、地域共生 社会は、この体制を障がい者、子どもや子育て 家庭、生活困窮者等にも発展させて対応してい くことであると認識しています。</p> <p>本計画では、</p> <p>「自助」一人ひとりが取り組むこと</p> <p>「互助」地域のつながりによる助け合い、顔の 見える助け合い</p> <p>「共助」制度化された相互扶助（社会の中で一 人ひとりが互いに助け合うこと）</p> <p>「公助」公的福祉サービス（行政の責任として 推進すること）</p> <p>という趣旨で記載しています。「自助」を基礎と し、「自助」を支える「互助」、「互助」で難しい</p>
--	--	--	---

				課題には「共助」、「自助・互助・共助」で支え合っているにもかかわらず対応が難しい課題には「公助」というように重層的かつ相互的に進めていくものとして整理しています。
4	メール	<p>1. 弘前市内に住所を有する人</p> <p>3. 弘前市内に勤務する人</p> <p>5. 弘前市に対して納税義務がある人、または寄附を行う人</p>	<p>1. 抜粋版 P2(P42)の1(1)第2段落4行目 意見 : 「関する対応」が漠然としていること、「関連する」といった言い回しが一般的なことなどから以下のように記載してはいかがでしょうか。</p> <p>現行 : ～精神障がい者の親亡き後の<u>関する</u>対応も～</p> <p>変更案1 : ～精神障がい者の親亡き後の<u>関連する</u>対応も～</p> <p>変更案2 : ～精神障がい者の親亡き後の<u>様々な</u>対応も～</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…精神障がい者の親亡き後に<u>関連する</u>対応も…</p>

		<p>2. 抜粋版 P2(P42)の1(1)第3段落2行目 意見：「制度理念の尊重等を基本理念とする」という、「理念」が二回出てきて、元の条文を確認しないとわかりにくい言い回しになっているように感じられましたので、以下のように記載してはいかがでしょうか。</p> <p>現行：～<u>身上保護の重視に向けた制度理念の尊重等を基本理念とする</u>～</p> <p>変更案1：～<u>身上保護の重視といった成年後見制度を尊重する</u>～</p> <p>説明：文案の「尊重」を残しつつ、法第3条第1項の趣旨を踏まえたもの。</p> <p>変更案2：～<u>身上保護の重視等の成年後見制度を踏まえて行われるものとする</u>～</p> <p>説明：法第3条第1項の語尾を利用したもの。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…<u>身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の…</u></p>
--	--	---	--

		<p>3. 抜粋版 P2(P42)の1(1)第4段落目</p> <p>意見 :「支援を必要とする人がその人にあった制度が利用できるになる」ことを目的として、「成年後見制度の利用促進に関する計画を計画的に推進」するものなので、順序が逆ではないでしょうか。なお、「施策を計画的に推進」というのも不自然であり、①「施策を計画的に実施」②「施策を推進」のいずれかではないかと愚考します。</p> <p>現行 :～支援を必要とする人がその人にあった制度が利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していこうとするものです。</p> <p>変更案:～成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施することにより、支援を必要とする人がその人にあった制度が利用できるようにしていこうとするものです。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、「施策を計画的に推進」の表現については、法第1条にもある表現であることから問題ないと思料されます。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施することにより、支援を必要とする人がその人にあった制度が利用できるようにしていこうとするものです。</p>
--	--	---	--

		<p>4. 抜粋版 P3 (P43)～P4 (P44) の 2 全文</p> <p>意見 : 今回、成年後見制度の利用計画について、地域福祉計画の第 4 章として改訂しています。地域福祉計画では第 2 章において現状と課題をまとめていることから、2 は第 2 章 P22～P23 の(10)の図に不足分を、P43, 44 の (2) (3) を追加することで対応してはいかがでしょうか。</p>	<p>【反映困難】</p> <p>今回の改訂は、「弘前市成年後見制度利用促進基本計画」の策定を新たな章立てにより対応し、現行計画部分については次期計画策定時において整理していく予定です。このことから、「成年後見制度利用に関する現状」の中で対応したいと考えます。</p>
		<p>5. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 2 段落 5 行目</p> <p>意見 : 「成年後見制度の利用の必要性」について、利用する場合には必要性を認めてのものであることから、以下のようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>現行 : ～成年後見制度の<u>利用の必要性</u>は今後ますます高まっていくことと考えられます。</p> <p>変更案 : ～成年後見制度の<u>需要</u>は今後ますます高まっていくことと考えられます。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…成年後見制度の需要は今後ますます高まっていくと考えられます。</p>
		<p>6. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 3 段落 2 行目</p> <p>意見 : 「利用者の推移～、その利用者数は～」となっており、数なのかどうか文体が不統一に見える</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p>

		<p>るので、以下のようにし、また、「その利用者数は」はその前の「利用者数の推移」と同じため、不要と考えますがいかがでしょうか。</p> <p>現行 : ~成年後見制度の利用者の<u>推移</u>は増加傾向にあるものの、<u>その利用者数は</u>認知症高齢者等の～</p> <p>変更案 : ~成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の～</p> <p>参考 HP :</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000639267.pdf</p>	<p>〈修正後〉</p> <p>…成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の…</p>
		<p>7. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 3 段落 3 行目</p> <p>意見 : 「制度利用が行き届いていない」とは、「制度の周知が不十分」なのか、「制度が利用されていない」のか、あるいは両者なのかわかりにくい文章であり、その後の対応策の焦点があいまいとなります。このため、文例として以下のように提案しますがいかがでしょうか。</p> <p>現行 : ~支援を必要とする人に制度<u>利用が行き届いていない</u>可能性があります。</p> <p>変更案 : ~支援を必要とする人に制度が<u>普及して</u></p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…支援を必要とする人に制度が普及していない、あるいは十分利用されていない可能性があります。</p>

			いないあるいは十分利用されていない可能性があります。	
			<p>8. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 4 段落目</p> <p>意見 : 家庭裁判所が事実上行っている話はいくまで制度としては例外的な話であり、そもそも支援体制が不十分であることが過大なため、以下のように簡潔にまとめてはいかがでしょうか。</p> <p>現行 : さらに、後見等の開始後に本人やその親族、後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、<u>後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うとは難しいものとなっています。</u></p> <p>変更案 : さらに、後見等の開始後に本人やその親族、後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うとは難しいものとなっています。</p>	<p>【反映困難】</p> <p>ここでは、制度利用者本人がメリットを実感できるような体制を構築していくためには、家庭裁判所との連携が不可欠であることを踏まえた課題を記載しています。そのため、この記述については、改訂案のとおりとしたいと考えます。</p>

			<p>9. 抜粋版 P5 (P45) の 3 第 5 段落 3 行目</p> <p>意見 : 「本人の利益や生活の向上のために財産を積極的に利用するなどの硬直性が指摘されてきた」について、財産を積極的に利用するのは制度の趣旨にかなったものであり、制度利用者本人がメリットを実感できる話のようにみえましたがいかがでしょうか。当方の読み方が誤りなのかもしれませんが、「利用<u>しない</u>」ではないかどうかご教示ください。</p>	<p>【反映困難】</p> <p>この表現については、「成年後見人等に係る意思決定の研修の在り方等に関する研究事業（令和元年度社会福祉推進事業）」において使用されている表現となっておりますが、記載に不備がありましたので、改訂案に一部加筆し修正します。</p> <p>〈修正後〉</p> <p>…積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘…</p>
			<p>10. 抜粋版 P5 (P45) の 3 の○1 つ目の 3 行目、P6 (P46) の 4 の本文 3 行目</p> <p>意見 : 3 は「相談体制の再構築」、4 は「相談体制の構築」となっているのでいずれかに統一してはいかがでしょうか。</p>	<p>【文章修正等】</p> <p>ご指摘の意見を踏まえ、「相談体制の再構築」に統一します。</p>

		<p>1 1. 抜粋版 P5 (P45) の 3 の○ 2 つ目</p> <p>意見 : ここは「喫緊の課題」を「挙げ」るところなので、以下のようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>現行 : ○成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするためにも、活動を支援する機能がますます重要になっています。</p> <p>変更案 : ○成年後見制度利用者増加への対応及び市民後見人の安定した活動の支援が必要となっています。</p>	<p>【反映困難】</p> <p>チームで支えていく機能面での支援も必要であることから、改訂案のとおりとしたいと思います。</p>
		<p>1 2. 抜粋版 P5 (P45) の 3 の○ 3 つ目</p> <p>意見 : 目的と課題が逆転しているように見えるので以下のようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>現行 : ○圏域で取り組むことにより生まれるスケールメリットを活かし、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、安定的で持続可能な制度運営が求められています。</p> <p>変更案 : ○安定的で持続可能な制度となるように、限られた人材、財源を効果的・効率的に活用するなど、圏域で取り組むことにより生まれるスケールメ</p>	<p>【反映困難】</p> <p>圏域で取り組むという手段で生まれるスケールメリットを活かして、安定的で持続可能な制度運営をしていこうとするものですので、この記載については、改訂案のとおりとしたいと思います。</p>

			<p>リットを活かした運営が求められています。</p>	
			<p>1 3. 抜粋版 P6 (P46) の 4 の本文 3 行目 意見 : 「相談体制の構築」とあるものの、(1) ~ (5) は行政側が提供するメニューの話になっていて、「被後見人が相談をする」ことへの「支援体制」の「構築、提供、支援」に見えます。(相談そのものの体制ではない)。このため、「支援体制の構築等」などとしてはいかがでしょうか。</p>	<p>【反映困難】 成年後見制度を含む権利擁護に関する相談は、行政だけでなく関係機関の連携による取り組んでいく必要があります。現在においても連携して取り組んでいますが、その体制を体系的に「見える化」という趣旨で構築という表現としたものです。</p>
			<p>1 4. 抜粋版 P6 (P46) の 4 の表題 意見 : 「～めざす姿」とあるものの、その後は「基本目標」しかないので、第 3 章と同様に、「成年後見制度利用促進の基本目標」で十分ではないでしょうか。仮に「姿」のままにするのであれば、例えば、「認知症高齢者の増加に合わせた制度利用の増加」「自己決定権の尊重を実感できる制度の有効利用」「どこに住んでいても届く権利擁護」などになると愚考します。</p>	<p>【反映困難】 それぞれの基本目標がめざす姿となります。基本目標に紐づく事項を着実に取り組むことで実現をめざそうとするものであることから、改訂案のとおりとしたいと考えます。</p>

		<p>15. 抜粋版 P8 (P48) の基本目標 3 の本文 2 行目 意見 : 「不正事案は～ケースが多くなっている」とあるものの、多くなっている事実に関するデータが本計画に出てこないため、これらのデータを第 2 章に追加することはできないでしょうか。</p>	<p>【反映困難】 本計画は、平成 29 年 3 月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を参考にしており、国計画の表現を用いて記載しているものです。このため、改訂案のとおりとしたいと思います。</p>
--	--	--	---